

# 社会保険

# あいち

とじて保管しましょう



形原温泉 あじさいの里(蒲郡市)

## 《今月の主な内容》

- 「ねんきん定期便」の概要
- 学生納付特例制度について
- 健康保険委員にご登録ください
- 被扶養者資格の再確認をお願いします
- プール利用補助券発行のご案内
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

### 平成27年度社会保険協会費納入のお願い

日ごろは、愛知県社会保険協会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成27年度社会保険協会費につきまして、「払込取扱票（振込通知書）」を同封させていただきますので、納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

No. **509**

2015年5月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

# 「ねんきん定期便」の概要

日本年金機構では、厚生労働省からの委託を受け、毎年1回、誕生月に国民年金および厚生年金保険の加入者（被保険者）の方に対して、年金加入記録をご確認いただくとともに、公的年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として「ねんきん定期便」をお送りしています。

「ねんきん定期便」がお手元に届いた際は、ご自身の加入記録の確認をお願いします。

## ● 35歳、45歳、59歳以外の方

「ハガキ」の「ねんきん定期便」をお送りしています。

### ● お知らせする内容 ●

#### 50歳未満の方

- これまでの年金加入期間
- これまでの加入実績に応じた年金額
- (参考) これまでの保険料納付額
- 最近の月別状況

#### 50歳以上の方

- これまでの年金加入期間
- 老齢年金の見込額  
※既に老齢年金を受け取られている方にはお知らせしていません。
- (参考) これまでの保険料納付額
- 最近の月別状況

## ● 35歳、45歳、59歳の方

年金の受け取りに必要となる加入期間を確保するための節目となる年齢の方や、年金のご請求を間近に控えた方には、「封書」の「ねんきん定期便」をお送りしています。

「封書」の「ねんきん定期便」には、年金加入記録の確認方法を詳しく記載したパンフレットや、お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合にご提出いただく「年金加入記録回答票」を同封しています。

### ● お知らせする内容 ●

#### 35歳、45歳の方

- これまでの年金加入期間
- これまでの加入実績に応じた年金額
- (参考) これまでの保険料納付額
- これまでの年金加入履歴
- これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況  
※厚生年金保険の加入履歴がある方のみにお知らせしています。
- これまでの国民年金保険料の納付状況  
※国民年金の加入履歴がある方のみにお知らせしています。

#### 59歳の方

- これまでの年金加入期間
- 老齢年金の見込額  
※既に老齢年金を受け取られている方には、老齢年金の見込額はお知らせしていません。
- (参考) これまでの保険料納付額
- これまでの年金加入履歴
- これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況  
※厚生年金保険の加入履歴がある方のみにお知らせしています。
- これまでの国民年金保険料の納付状況  
※国民年金の加入履歴がある方のみにお知らせしています。

## 〈事業主の方へ〉 ● 住所変更のお届けのお願い

お届け住所が現住所と異なっている場合、お手元に「ねんきん定期便」をお届けすることができません。従業員や被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)の住所が変わられた場合は、速やかに住所変更届の提出をお願いします。

# 学生納付特例制度について

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。しかし、本人の所得が一定以下の学生については、申請し、承認されることにより在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

## 1 学生納付特例制度とは？

在学中で所得が一定以下の方が、将来、保険料の未納期間があることで老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予(先送り)される制度です。

### ◎学生納付特例制度のメリット

- 病気やけがで障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。  
例) 在学中のスポーツのけが、病気や事故に備えられます。
- 年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。

### ●対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※ 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

### 〈所得の目安〉

本人の前年所得が右記の計算式で計算した額以下であること

**118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円**

## 2 学生納付特例期間の年金

将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

「納付」と「学生納付特例」と「未納」は以下のように違います。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金(注1)
	受給資格期間 への算入	年金額への反映	受給資格期間 への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×(注2)	○
未納	×	×	×

(注1)

障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

(注2)

保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

## 3 手続き

届出用紙	国民年金保険料学生納付特例申請書
提出先	住民票を登録している市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金手帳</li> <li>● 学生証(有効期限が表記されているもの・コピー可) または 在学証明書(原本)</li> </ul>

## 4

**Q：卒業したけど保険料が納められないときは？**

**A：保険料免除制度・納付猶予制度(若年者納付猶予制度)があります。**

### ●保険料免除制度とは…

所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。

### ●保険料納付猶予制度(若年者納付猶予制度)とは…

20歳から30歳未満の方(学生以外の方)が対象で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。



詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

総務管理職・  
事務ご担当者様を

# 健康保険委員にご登録ください

協会けんぽ愛知支部では、情報を直接かつ迅速にお伝えするため、管理職・事務ご担当者様を健康保険委員としてご登録いただいております。愛知支部での登録者は、8,500社 9,000名を超えております。

## 健康保険委員の登録は以下の 目的でお願いしております

- 総務管理職・事務ご担当者様へ直接かつ確実に情報をお伝えするため
- 健康保険の実務に関するご担当業務をサポートするため

### 対象となる方

社内情報共有のため、なるべく複数名をご登録ください

(例)・総務管理職と事務ご担当者様  
・本社のご担当者様と支社のご担当者様

ご登録いただくことにより  
ご担当者様の業務が増えることは  
ありません。



ご登録をお願いします!

## 登録するとどんな 実務サポートがありますか?

いち早く



★制度改正などをお届けする専門広報誌をメールで配信

法改正について  
いち早くお知らせ・  
解説しています。



◀けんぽ委員だよりH26.10月号

★実務手続き講座のご案内(参加自由)

毎年退職手続きセミナーは  
大変人気です!

「退職事務手続研修会」(右写真)  
220名ご参加!



★事務の手引き「協会けんぽのしおり」を  
健康保険委員のご登録人数分送付



記入例付きの説明で、  
社員からの質問にも  
答えられます

(抜粋より)



(A4版)

ご登録料・年会費は一切かかりません。

お届けはFAXで可能です。FAX 052-979-5218

## 総務管理職・事務ご担当者様 健康保険委員お届け用紙

複数の方をご登録いただく場合は、コピーしてご使用ください。

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主名

電話番号

下記の者を推薦します。

ご登録いただく方 (被保険者名)	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
保険証の記号番号	(記号)	(番号)
メールアドレス 毎月10日頃に広報誌を配信しますので、 業務でお使いのEメールアドレスをご登録ください	.....	
年金委員でもいらっしゃいますか	はい・いいえ	 禁煙の日ポスター(A4) 希望枚数
		枚

# 被扶養者資格の再確認をお願いします

—就職により勤務先で新しく健康保険に加入した場合、扶養から削除が必要です—

## 対象者

協会けんぽに加入している被扶養者の方(ご家族)

- ただし、①平成27年4月1日において18歳未満の方  
②平成27年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方は除きます。

ご協力をお願いします!



## 実施方法

### リスト送付

#### 送付時期

平成27年  
5月中旬～6月下旬

事業主様に  
「被扶養者状況リスト」  
を送付

### 事業主様のご確認

- ・対象者の方が扶養の条件を満たしているか確認
- ・必要事項の記入

### 協会けんぽに提出

- ・同封の「返信用封筒」にて協会けんぽへ返送

**【扶養から削除する方がいる場合】**

「被扶養者調書兼異動届」と保険証を併せて提出

**提出期限 平成27年7月末日**

### 平成26年度実施結果

- 削除人数：6.9万人
- 削除による効果額：34億円程度  
(高齢者医療制度への負担軽減額)

## 笠寺・名古屋北・豊橋 年金事務所内

### 協会けんぽ出張窓口は平成27年7月末日で終了します

協会けんぽの各種申請書は、**郵送**でお手続きいただけます。

お客様に窓口までお越しただかなくてもお手続きができるよう、今後もサービスの向上に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

## 全国健康保険協会 愛知支部

### 協会けんぽ

〒461-8515 名古屋市東区葵1-13-8

**TEL052-979-5190(代表)**

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。



手続きは郵送をお願いします。

メールマガジン会員募集中!

**協会けんぽ 愛知**

**検索**

# 申込募集！プール利用補助券 発行のご案内

下記施設のプール利用補助券を発行します。

プール名	利用料金			一般料金		
	大人	小人	幼児	大人	小人	幼児
① サンビーチ日光川	(高校生以上) 800円	(小・中学生) 300円	無料	(高校生以上) 1,500円	(小・中学生) 700円	無料
② ラグーナテンボス (旧 ラグーナ蒲郡)	(中学生以上) 2,300円	(小学生) 1,100円	(3歳以上) 700円	(中学生以上) 3,200円	(小学生) 1,550円	(3歳以上) 1,050円
③ 長島スパランド ジャンボ海水プール	(中学生以上) 2,300円	(小学生) 1,700円	(2歳以上) 1,000円	(中学生以上) 3,300円	(小学生) 2,500円	(2歳以上) 1,500円



## 利用期間

- ◆ サンビーチ日光川  
平成27年7月4日から  
8月31日まで
- ◆ ラグーナテンボス  
平成27年7月4日から  
9月27日まで
- ◆ 長島スパランド  
ジャンボ海水プール  
平成27年7月4日から  
9月30日まで

## ◆発行枚数 4,000枚

※ただし、1事業所の交付枚数を事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

## ◆申込資格

平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者(ただし、平成27年6月30日までにお申し込みの場合は、平成26年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者も対象とさせていただきます。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

## 参加申込募集

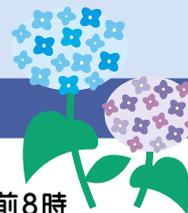
# 「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

名鉄観光バス「日帰りバスツアーハイキング(2015年4月~6月)」コースのうち、下記のコース(日時限定)について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

「あじさいの極楽寺からききょう・菖蒲の花めぐり」コース【静岡県】

■出発日 平成27年6月20日(土)	■集合場所 名鉄バスセンター4階	■集合時間 午前7時30分~午前8時
-----------------------	---------------------	-----------------------



## ◆ハイキングコースについて

難易度★ 時間2時間20分 距離8.2km 標高差150m

## ◆旅行代金 おとな6,000円 こども5,500円

※旅行代金には、極楽寺、香勝寺、小国神社花菖蒲園の拝観、入園料が含まれています。

## ◆補助金額 1名様につき1,000円(おとな、こども同額)

## ◆募集定員

150名(ただし1事業所4名様まで)

## ◆申込資格

平成26年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

## ◆申込期限

平成27年6月12日(金)

※募集定員に達したときは、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。

(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

受講者募集!!

# 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。  
新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交替されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

## ◎開催日時・会場

各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定。(受付：午後1時30分から)

開催月日	会 場	所 在 地	定員(名)
6月 8日(月)	刈谷市総合文化センター(アイリス) 501・502・503講座室	刈谷市若松町2-104	80
6月10日(水)	栄ガスビル 501会議室	名古屋市中区栄3-15-33	100
6月11日(木)	栄ガスビル 501会議室	名古屋市中区栄3-15-33	100
6月12日(金)	アイプラザ半田 研修室	半田市東洋町1-8	60
6月16日(火)	尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 大会議室	一宮市栄3-1-2	80
6月18日(木)	瀬戸商工会議所 中会議室	瀬戸市見付町38-2	30
6月19日(金)	豊田市福祉センター 46・47会議室	豊田市錦町1-1-1	50
6月22日(月)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1202	名古屋市中村区名駅4-4-38	90
6月23日(火)	豊橋商工会議所 401会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	60
6月24日(水)	豊川商工会議所 第1・第2会議室	豊川市豊川町辺通4-4	40
6月26日(金)	岡崎商工会議所 特別研修室	岡崎市竜美南1-2	40
6月29日(月)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1202	名古屋市中村区名駅4-4-38	90

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

## ◆講習内容

1. 社会保険制度の仕組みについて
2. 健康保険・厚生年金保険の適用(算定基礎届の書き方を含む)、保険料について
3. 健康保険給付の手続きについて

## ◆申込資格

- 平成26年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
  - 平成26年9月1日から平成27年2月28日までの間に新規適用となった事業所の方
- 受講料は**無料**です。

## ◆申込期限

各会場とも開催日の  
**4日前まで(土、日を除く)**

- ※先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。(1事業所2名様まで)
- ※定員に達した会場は、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

# お知らせ 「算定基礎届相談コーナー」開設のご案内

愛知県社会保険協会では、年金事務所において、「算定基礎届相談コーナー」を下記のとおり開設いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、事務担当者が交替されました事業所の方など、算定基礎届の記入方法などわからないことがありましたらお気軽にご相談ください。

- 開設日 平成27年7月1日(水)から7月10日(金)まで〔土、日を除く8日間〕
- 開設時間 午前9時から12時まで 及び 午後1時から4時まで

※その他、詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。





## 職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください!

愛知県社会保険協会では、健康づくり事業の一環として、無料で健康に関するDVDの貸し出しを行っています。皆さんの職場の研修や健康づくりに、ぜひ活用してください。

- ◆ **申込資格** 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所  
(ただし、平成27年6月30日までにお申し込みの場合は、平成26年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所も対象とさせていただきます。)

※申込方法(申込書様式)、DVDの内容等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書の用紙等を FAX でお送りいたします。(必ず貴事業所の FAX 番号を記入してください。)

## 職場の健康づくり講演会の講師を紹介します

愛知県社会保険協会では、職場で働く皆様の健康管理と健康の保持・増進のお手伝いをするため、会員事業所主催の「健康づくり講演会」の講師にお困りの際に、講師(医師、栄養専門家、保健体育専門家、著名人)を紹介し、講演会の開催費用の一部を助成する事業を行っています。

健康で明るい人づくり・職場の健康づくりのためにぜひご利用ください。

なお、詳細につきましては、愛知県社会保険協会におたずねください。

※講師名簿につきましては、ホームページに掲載しております。

※お申し込みにつきましては、講演会開催予定日の1か月前までにお願いたします。



- 医師
- 栄養専門家
- 保健体育専門家
- 著名人
- など

お問い合わせ先

愛知県社会保険協会 TEL 052-678-7330

## 事業所の名称、所在地等に変更があった場合は、お知らせください。

事業所名称、所在地等に変更がございましたら、お手数ですが下記の様式にご記入のうえ、FAX (052-678-7331) または郵送にてお知らせください。

一般財団法人 愛知県社会保険協会長 殿

平成 年 月 日

変更年月日 年 月 日

整理番号	※
------	---

※会費の受領証(払込票)に記載されている整理番号を記入してください。

(変更のある項目のみ記入してください。)

	変 更 前	変 更 後
事業所整理記号	(例「中いろは」[東ABC])	
フリガナ		
事業所名称		
事業所所在地	〒 -	〒 -
電話番号	( ) -	( ) -

〒 -

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ( ) -

印

社会保険 **あいち** No.509

— 平成27年5月発行 —

記事提供：日本年金機構中部ブロック本部  
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市中熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>